

(接続有線放送電話設備を含む)

下記のとおり端末設備等をNTT西日本回線に接続するに際し、接続(変更)請求/適合検査申請を行います。
記

1. 申請年月日 年 月 日 2. 接続希望年月日 年 月 日

3. 適合検査申請者

会社・団体名	申請者名
連絡先	電話 () -
住所	FAX () -

4. 申込サービスの契約者

契約者名	電話サービス名 (回線)
------	---------------

5. 適合検査申請端末機器

今回の適合検査申請端末機器の中で、年間10台以上となる機器が ある・ ない (いずれかを○で囲む)

端末機器	端末機器の名称	設置場所	製造メーカー	端末機器の製造番号	測定回線数
1					/
2					/
3					/

6. 技術基準適合性(「システム概要図」は別紙に記入)

適合性確認年月日 年 月 日 (申請者が下表のチェック欄を記入した日)

『端末設備等規則』 (昭和60年郵政省令第31号)の 条文見出し	端末機器 1		端末機器 2		端末機器 3	
	チェック	備考	チェック	備考	チェック	備考
基本事項	第3条 責任の分界					
	第4条 漏洩する通信の識別禁止					
	第5条 鳴音の発生防止					
	第6条 絶縁抵抗等					
	第7条 過大音響衝撃の発生防止					
第9条 端末設備内において電波を使用する端末設備						
アナログ電話端末	第10条 基本的機能					
	第11条 発信の機能					
	第12条 選択信号の条件					
	第12条の2 緊急通報機能					
	第13条 直流回路の電氣的条件					
	第14条 送出電力					
	第15条 漏話減衰量					
第16条 特殊な7+0* 電話端末						

[注意事項] [チェック欄凡例] ○:適合 ×:不適合 —:検査対象外(理由を備考欄に記入)

1. 端末設備等が、技術基準/技術的条件に適合しない場合はNTT西日本回線への接続はできません。なお、適合検査の一環として現品検査または測定データ等の提出をお願いする場合があります。(電気通信事業法第52条)
2. 端末設備等に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合は、立ち入り検査を行うことがあります。その結果、必要と認めるときは契約解除、損害賠償請求を行います。(電気通信事業法第69条)
3. 適合検査合格通知は、端末設備等をNTT西日本回線に接続している期間保存願います。

NTT西日本記入欄

適合検査結果

適合検査年月日

適合検査実施場所

合格・不合格

年 月 日

支店名等:
TEL:

担当者:

申請書の流れ: 申請者→NTT西日本受付窓口(一部保管)→(適合検査)→申請者
↳技術革新部(コピー) 2011.4